

青森県報

第四千五百二十五号

平成三十年
十一月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
- 青森県子どもの生活実態調査の実施……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……三

告 示

青森県告示第七百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日 止
しらと医院	平川市柏木町藤山七の一八	平成 三〇・四・三〇

青森県告示第七百五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う 所	届 出 日	廃 止 日 止
社会福祉 法人桐栄 会	青森市浪岡大字 樽沢字村元三三 〇の七	短期入 所生活 介護	ときわ シヨ ート ステ イト	平成 三〇・九・二六	平成 三〇・一〇・三
	南津軽郡藤崎 町大字水木字 浅田九五				

青森県告示第七百五十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名 社会福祉法人 桐栄会	主たる事務所の所在地又は住所 青森市浪岡大字 樽沢字村元三三〇の七	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類 生活介護	名称 ときわステイト	所在地 南津軽郡藤崎町大字水木字 浅田九五	平成 三〇・九・二六	平成 三〇・〇・三		

青森県告示第七百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ファイン調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町一一九の二	平成 三〇・〇・九

青森県告示第七百五十四号

青森県子どもの生活実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

子どもの貧困は、単なる経済的困窮にとどまらず、様々な要因が複合的につながること世代間の貧困の連鎖を招いていると言われていることから、その実態を多

面的に把握することを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に居住する小学校五年生の子どもとその保護者及び中学校二年生の子どもとその保護者

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 世帯の状況

(二) 調査対象者の状況

(三) 子どもに関する制度の利用状況

2 報告を求めるとする基準となる期日は、平成三十年十一月九日とする。

四 報告を求めるとする者

住民基本台帳等から無作為抽出した小学校五年生の子ども二千四百八十九名とその保護者二千四百八十九名及び中学校二年生の子ども二千六百九十八名とその保護者二千六百九十八名とする。

五 報告を求めるとする方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

平成三十年十一月九日から同年十二月七日までとする。

青森県告示第七百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田七の三 工藤 徹	蓬田

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の四 福井 明彦
 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一の一 古川 正美

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十年十一月一日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第四管理期間）第二及び第三を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量（以下「知事管理量」という。）と留保量は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 （以下「小型魚」という。）	211.5トン	うち6.8トン を留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 （以下「大型魚」という。）	402.0トン	うち18.5トン を留保する

*1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第4管理期間）（以下「県計画別添」という。）の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

*2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量に関する事項

定置漁業について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

漁業協同組合	大型魚	小型魚
大間越漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
深浦漁業協同組合	1.3 トン	8.6 トン
風合瀬漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
新深浦町漁業協同組合	6.4 トン	14.8 トン
赤石水産漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
鱒ヶ沢漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
車力漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
十三漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
下前漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
小泊漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
三厩漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
外ヶ浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
佐井村漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
奥戸漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
大間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
蛇浦漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
易国間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*

下風呂漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
大畑町漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 6 トン
関根浜漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
石持漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
野牛漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
岩屋漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
尻屋漁業協同組合	3. 2 トン	3. 8 トン
尻労漁業協同組合	5. 9 トン	10. 8 トン
猿ヶ森漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 5 トン
小田野沢漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
白糠漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
泊漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 4 トン
六ヶ所村海水漁業協同組合	0. 8 トン	0. 4 トン
六ヶ所村漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
三沢市漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
百石町漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
市川漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
八戸みなと漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
八戸岐浦漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
八戸市南浜漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
階上漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
(合計)	21. 2 トン	37. 4 トン
(うち留保枠扱い)	6. 6 トン*	3. 0 トン*

承認漁業等について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

漁業協同組合	大型魚	小型魚
深浦漁業協同組合	3. 3 トン	20. 8 トン
風合瀬漁業協同組合	12. 8 トン	21. 7 トン
新深浦町漁業協同組合	32. 1 トン	82. 3 トン
鱒ヶ沢漁業協同組合	0. 2 トン*	3. 8 トン
車力漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
十三漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
下前漁業協同組合	6. 9 トン	6. 8 トン
小泊漁業協同組合	15. 5 トン	26. 2 トン
三厩漁業協同組合	64. 2 トン	1. 5 トン
竜飛今別漁業協同組合	13. 7 トン	0. 9 トン
外ヶ浜漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
平内町漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
佐井村漁業協同組合	0. 5 トン	0. 1 トン*

奥戸漁業協同組合	10. 0 トン	0. 1 トン*
大間漁業協同組合	196. 9 トン	4. 4 トン
蛇浦漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
易国間漁業協同組合	0. 4 トン	0. 1 トン*
下風呂漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
大畑町漁業協同組合	12. 6 トン	1. 9 トン
関根浜漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
野牛漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
岩屋漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
白糠漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
泊漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
三沢市漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
階上漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
(合計)	371. 7 トン	171. 9 トン
(うち留保枠扱い)	2. 8 トン*	1. 6 トン*

ただし、大型魚0. 2トン*、小型魚0. 1トンの配分は県の留保枠であり、これを受けた漁業協同組合は、積極的な操業を自粛するとともに、混獲した死亡個体以外を水揚げしてはならない。

これらの知事管理量は、別に定める認定協定の措置により厳格に管理する。また、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量の移譲について協議が調った場合には、知事はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量は、当該移譲を反映した数量とする。ただし、大型魚から小型魚への移譲は認められない。また、小型魚から大型魚への移譲にあたって、漁業協同組合は、事前に県と協議しなければならない。

なお、本県は、本県の小型魚・大型魚別及び採捕の種類別の採捕の数量が各割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は定めた小型魚・大型魚ごと及び採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

(発行人・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------